

令和5年度 第1回 京都市上京区基本計画推進会議 次第

令和6年3月14日

【報告】

- (1) 令和6年度 持続可能なまちづくり支援事業予算について
- (2) 「上京区基本計画2025」の進捗状況について
- (3) 京都市上京区基本計画推進会議開催要綱の改正について

【配付資料】

- | | |
|-----|---------------------------|
| 資料1 | 令和5年度 京都市上京区基本計画推進会議 委員名簿 |
| 資料2 | 令和6年度 京都市予算案 事業概要（上京区役所） |
| 資料3 | 「上京区基本計画2025」の進捗状況について |
| 資料4 | 京都市上京区基本計画推進会議開催要綱の改正について |
| 参 考 | 京都市上京区基本計画推進会議開催要綱（現行） |

令和5年度 京都市上京区基本計画推進会議 委員名簿

令和6年3月14日現在

所属	氏名		氏名
成逸学区 代表	山元 國隆	上京消防団 団長	采野 利久
室町学区 代表	藤木 常男	上京区交通安全会連合会 会長	沢野 克彦
乾隆学区 代表	赤井 英俊	上京保護司会 会長	八木 継男
西陣学区 代表	藤林 宏	上京少年補導委員会 会長	藤原 信生
翔鸞学区 代表	鎌田 雅睦	上京区スポーツ推進指導員会 幹事長	大石 宜男
嘉楽学区 代表	喜多 泰弘	上京区老人クラブ連合会 会長	関 弘武
桃園学区 代表	細尾 真生	上京保健協議会連合会 会長	金築 芳之
小川学区 代表	坂下 壽秋	上京区身体障害者団体連合会 会長	岡村 浩史
京極学区 代表	星川 忠男	上京区はぐみネットワーク実行委員会 世話役	菅原 邦美
仁和学区 代表	岡野 直臣	上京子ども会育成連絡協議会 会長	倉辻 彦一
正親学区 代表	尾崎 富美雄	一般社団法人 京都手をつなぐ育成会上京支 部 支部長	戸水 晶子
聚楽学区 代表	八木 継男	上京老人福祉員学区代表者連絡会 会長	湯浅 妙子
中立学区 代表	◎上林 研二	京都市小学校PTA連絡協議会 上京支部(新 町小学校)	山口 智史
出水学区 代表	大野 寛治	京都市立中学校PTA連絡協議会 北上支部	廣瀬 千景
待賢学区 代表	原 吉則	京都市小学校長会 上京支部 支部長(翔鸞 小学校)	二宮 靖男
滋野学区 代表	船野 道弘	京都市立中学校長会 北・上支部 上京地域 代表(上京中学校)	小林 匡子
春日学区 代表	水島 順二	上京区保育園長会(正親こども園)	笠松 恒洋
上京区社会福祉協議会 会長	上林 研二	上京区公立保育所長会(鶴山保育所)	谷口 雅恵
上京区市政協力委員連絡協議会 会長	山本 安一	公立幼稚園 園長会(待賢幼稚園)	大野 利和
上京民生児童委員会 会長	井筒 隆夫	上京区児童館 代表(西陣児童館)	中山 あい
上京区文化振興会 会長	冷泉 貴実子	西陣織工業組合 理事長	舞鶴 一雄
上京区体育振興会連合会 会長	寺林 勇	一般社団法人京都中小企業家同友会 上京 支部長	芳賀 久和
上京区自主防災会協議会 会長	藤林 宏	京都商店連盟 上京支部長	桂 浩一
上京地域女性連合会 会長	加藤 アイ	同志社大学 名誉教授	新川 達郎
上京防犯推進委員協議会 会長	山田 陽一	同志社大学 ボランティア支援室 室長	下楠 昌哉

◎:議長(敬称略)

合計 50名

令和 6 年度 京都市予算案 事業概要

上京区役所

事務事業名	京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり 「持続可能なまちづくり支援事業」		
予 算 額	12,390 千円	新規・充実・継続の別	継続
担 当 課	上京区役所 地域力推進室(441－5029)		
【事業実施に至る経過・背景など】 「上京区基本計画2025 上京新時代～文化と絆で未来を創る！」を着実に推進するため、以下の項目を重点方針とする。 ・暮らしに息づく文化の継承、発展とコロナ禍で失われた絆の再生 ・若者・子育て世代をはじめ、誰もが上京区に「住み続けたい」と思える環境づくり ・区基本計画に掲げる4つの将来像の実現と8つのリーディングプロジェクトの推進			
【事業概要】 ○ 上京区民まちづくり活動支援事業 区基本計画の推進に向け、区民の自発的、主体的なまちづくり活動への補助を通して、地域コミュニティの活性化と区民参加によるまちづくりを進める。 ○ 上京区民ふれあい事業 上京区民まつりや史蹟ウォーキングの開催等を通じて幅広い世代が交流し、ふれあう場を創出するとともに、上京区の魅力の再発見、地域愛の向上を図る。 ○ おこしやす上京 Season2 「食の上京」 上京のあらゆる食文化に焦点をあて、写真投稿キャンペーン、体験教室等を実施し、上京区の魅力を発信する。 ○ 上京 de 婚活 縁や絆をつなぐきっかけづくり、若者世代の定住、上京区の生活文化に溶け込んでいる和装文化の振興等を図ることを目的として、和装で参加する婚活事業を開催する。 ○ 上京の子どもまつり 子どもたちの健全育成等を目的として、子ども同士のふれあいや地域の伝統産業・文化活動の体験、学習、遊びの場を提供する。 ○ 地域と協働して取り組む健康づくり 運動を通じて、口腔・栄養等を含めた健康づくりの意識を高めるため、体育振興会や健康づくりサポーター等とも協働で事業を実施し、普及・啓発を行う。			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】			

「上京区基本計画 2025」の進捗状況について

上京区基本計画 2025 では、4 つの将来像の実現に向けて重点的に取り組む 8 つの「芽が出る、広がる！リーディングプロジェクト」を掲げており、令和 5 年度で全てのプロジェクトに着手しました。

令和 6 年 3 月現在の進捗状況は以下のとおりです。

■文化庁京都移転記念「上京大茶会」プロジェクト

- ・ 令和 5 年 3 月の文化庁京都移転を記念し、地域で育まれてきた文化に親しみ触れることができる機会を創出し、地域文化の継承と更なる発展に向けて、「上京大茶会」を開催しました。
- ・ 誰もが気軽に参加いただける野点・立礼式のお茶会として、区内 17 学区の有志の皆様を中心に運営していただきました。
- ・ 令和 5 年 11 月 18 日（土）京都御苑中立売休憩所付近
- ・ 参加者 約 1,000 人（お茶券販売数 1,050 枚）



上京大茶会

■地域をつなぐ ICT 活用プロジェクト

- ・ 令和 2 年度は、ふれあい事業として高齢者等対象のスマホの出前講座を開催しました。（18 回 214 人）
- ・ 令和 3 年度からは、京都市とソフトバンクが締結した「地域コミュニティ活性化のためのデジタル化推進に関する連携協定」を踏まえ、区民等を対象とした無料スマホ講座を開催しています。

（令和 3 年度 4 回 68 人、令和 4 年度 13 回 245 人、令和 5 年度 10 回 200 人）



スマホ講座

■「立売」で育む地域の絆と地産地消推進プロジェクト

- ・ かつて行われていた「立売」にならい、近郊で採れた旬の農作物等を販売し、住民交流の場や地産地消、環境保全やエシカル消費等、身近な消費活動について学ぶ機会を創出します。
- ・ 「せいしん」立売・コミュニティ彩マルシェ（せいしん幼稚園他）
（令和 3 年度～ 計 3 回開催 各 約 500～600 人）
- ・ けんりゅう立売「まほろば一心空間マルシェ」（乾隆幼稚園）
（令和 4 年度～ 計 2 回開催 各 500 人）
- ・ ちゅうりつの立売・苑西マルシェ（新町小学校）
（令和 4 年度～ 計 2 回開催 各 500 人）



立売マルシェ

■社寺等の協力による地域の防災拠点づくりプロジェクト

- ・ 災害発生時の避難者の受入れや支援物資等の供給拠点として協力いただける社寺等と「防災拠点としての協力に関する協定」締結を順次進めています。（10 箇所・締結順）

安養寺、KéFU stay & lounge、長徳寺、白峯神宮、西圓寺、長源寺
水火天満宮、松林寺、法輪寺、本山宥清寺



締結式（安養寺）

■地域企業と大学生による地域課題解決プロジェクト

- ・ 大学生が上京区や地域企業の持つ魅力を実感し、卒業後も上京区に関わり続けることを目指して、同志社大学政策学部と京都中小企業家同友会上京支部の企業が連携し、地域課題の解決等に向けて様々な取組を進めています。
- ・ 「地域企業と大学生による地域課題解決」プロジェクト
期間限定スイーツ開発、インテリア専門店の商品企画、果物を通じた京丹後の魅力発信
フルーツパーラーの商品企画、介護事業の魅力発信、靴の大切さを描いた絵本作成 等
- ・ 同志社大学政策学部 F Y E（新入生向け講義）
テーマ1 上京区の現状と課題・地域課題解決プロジェクトの取組（上京区役所職員）
テーマ2 企業経営者から学ぶ『企業が果たす地域での役割』（京都中小企業家同友会上京支部）
- ・ 伝統産業の現場訪問、座談会の開催
「企業経営者から学ぶ『伝統産業の現場』」訪問先：(株)関谷染色
「座談会 ～学生時代にチカラを入れること」事業者8社と学生の意見交換会



絵本読み聞かせ



同志社大学での講義



伝統産業の現場訪問

■空き家流通対策の仕組みの構築プロジェクト

- ・ 「上京！MOW」において結成され活動している空き家対策専門家チーム「上京空き家対策ラボ」による空き家予防化の動画を令和3年度に3本作成して啓発しています。また、地域イベントへのブース出展や個別相談会も設けています。
- ・ まち再生・創造推進室（現在：住宅政策課）と連携し、空き家の危険性などの問題を周知し、空き家問題を抱えている住民等に対し支援を行っていきます。



空き家化予防の動画

■「地域と共存する上京ならではの観光スタイル」の創造・推進プロジェクト

- ・ まちあるき、歴史文化、西陣織、ライトアップイベント、宿泊施設、伝統工芸、京町家改修等の分野で活躍する12名で構成する「上京型観光モデル創造推進協議会」を設立し、意見交換等を行いました。
- ・ 協議会メンバーがまち歩きガイド、協力事業者として参加し、区内の神社仏閣や路地等を巡る「上京deまちあるき婚活」（令和3年12月・男女24名）を実施しました。

■府・市・区協調で上京ソリデール推進プロジェクト

- ・ 府が実施する次世代下宿「京都ソリデール」事業のスキームを活用しながら、地域事情に詳しい地域や区役所が連携し、高齢者と若者の地域でのつながりの創出を図るため、17学区代表者へ事業説明及びチラシを配布し、学区しんぶんへの掲載を行うとともに、5学区に対して個別の事業概要の説明を実施しました。引き続き、事業の周知に努めてまいります。

京都市上京区基本計画推進会議開催要綱の改正について

上京区民会議設置要綱と表現を統一するため、以下のとおり改正を行います。

京都市上京区基本計画推進会議開催要綱（抜粋）

現 行	（任期） 第3条 委員の任期は、上京区民会議の委員の任期とする。 2 任期満了は、前項の規定に関わらず、就任の日からその日の属する翌年度の末日までとする。 3 委員は、再任されることができる。 4 補欠によって就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。
改 正 案	（任期） 第3条 委員の任期は、上京区民会議の委員の任期とする。 2 任期満了は、前項の規定に関わらず、就任の日からその日の属する翌年度の末日までとする。 3 補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、継続して、その職務を行う。

【参考】上京区民会議設置要綱（抜粋）

（任期）

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了は、前項の規定にかかわらず、就任の日からその日の属する翌年度の末日までとする。

3 補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、継続して、その職務を行う。

京都市上京区基本計画推進会議開催要綱

平成25年10月1日 制定
平成31年3月20日 一部改正
令和2年9月16日 一部改正
令和3年6月28日 一部改正
令和4年7月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 上京区基本計画の推進に向けて、専門的な見地及び区民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、京都市上京区基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 推進会議に参加する委員は、上京区民会議の委員のうちから、上京区長（以下「区長」という。）が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、50人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、上京区民会議の委員の任期とする。

2 任期満了は、前項の規定に関わらず、就任の日からその日の属する翌年度の末日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 補欠によって就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。

(議長の指名等)

第4条 区長は、委員のうちから推進会議の議長を指名する。

2 議長は、推進会議の進行をつかさどる。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 推進会議は、区長が招集する。

2 区長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の開催に必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 上京区基本計画推進委員会設置要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく上京区基本計画推進委員会（以下「旧推進委員会」という。）の委員である者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に推進会議の委員として依頼されたものとみなす。この場合において、その依頼されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における旧推進委員会の委員としての任期の残任期間とする。
- 4 この要綱の施行の際現に旧推進委員会の議長である者は、施行日に第4条第1項の規定により議長に指名されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。